

## 第4章 推進方策

### —中野のまちをともにつくる—



今後のまちづくりにおける役割分担、  
まちづくりの進め方などを定めます



# 1. 協働によるまちづくりの推進

## 1-1. まちづくりにおける役割

今後の中野区の都市づくりにあたって、区民、土地所有者等（区内に土地を所有もしくは占有する者）、事業者・企業及び行政などの、中野のまちを担うすべての関係者が、それぞれ果たすべき役割を認識し、主体的な取り組みと協働・相互協力をすすめます。

### (1) 区民・土地所有者等の役割

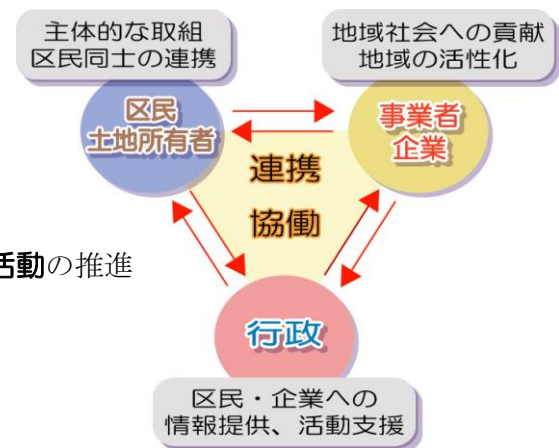
- 地区におけるまちづくり活動の推進、樹木の保全と緑化推進、狭あい道路の拡幅、身近な生活環境の改善、まちのルールづくりなど、**区民自らによる主体的な取り組みの推進**
- 行政、事業者・企業との連携・協働
- 地区住民と土地所有者等の間での連携

### (2) 事業者・企業の役割

- 地域社会への貢献、地域の活性化に向けた活動の推進**
- 地区住民や行政との連携・協働

### (3) 行政の役割

- 区の根幹に関わる**都市整備の総合的かつ効果的な推進**
- 都市計画マスタープランの都市計画制度への反映と活用
- 区民・土地所有者等、事業者の**主体的なまちづくり活動への支援・助成**
- 都市づくりに関わる情報の区民・土地所有者等への提供
- 区民・土地所有者等との協働
- 関係機関などとの調整



## 1-2. 区民による主体的なまちづくり推進

### (1) 区民主体で進めるまちづくり

まちづくりは、「住民一人ひとりの主体的な関与により、住民が協働して、あるいは地方自治体と協力することにより、みんなが住み働くわがまちを住みよい魅力あるものにしていく取り組み」です。

まちづくりの主体は、そのまちに住み、働き、活動する区民、団体、土地所有者等、事業者・企業などです。（本都市計画マスタープランではそのような主体を総称して「区

民」という用語を使っています。) 区民自身が主体となり、一人ひとりが公共の視点を持ち、「まちをともにつくる」意志をもちながら、区民それぞれが対等な立場で提案・協議し、まちづくりに主体的に自らが取り組み責任を果たす必要があります。

区民自らが主体的にまちづくり活動をすすめる、区民間で合意形成を図ることにより、身近な地区におけるまちのルールづくり、あるいはまちづくり事業を推進します。

## (2) 区民提案型で進めるまちづくり

区民自身が主体的・自主的に取り組むまちづくりとともに、区民から行政に対してまちづくりを提案し、行政がこれを受けとめ、まちづくりに組み入れるなど「まちをともにつくる」視点に基づく協働まちづくりを推進します。

都市計画法の改正により創設された、土地所有者などによる都市計画に対する提案制度、住民による地区計画等の案の申し出制度を活用して、区が、区民の生活感覚からの発議、提案や計画づくりに向けたまちづくり活動を支援しつつ、それを受け止めるシステムを構築し、区民提案型による協働まちづくりをすすめます。

まちづくりに対する理解と関心を高めるとともに、区民の提案や計画などを受け入れるシステムとして、

- 大学、NPOの活用やまちづくりの専門家派遣などにより、区民の提案や計画づくりなどを支援する。
- 区民提案のプロセスや区の受け入れる手続きなどを明確にし、手続きに沿った、区民発意による提案、計画づくりの促進を図る。

ことなどを具体化していきます。

## (3) 区民参加のもと区の主導ですすめるまちづくり

区民自らが主体的に取り組むまちづくりをすすめるると同時に、中野区は、区の都市整備の根幹に関わる施策について積極的に遂行し行政としての責任を果たすため、中野区自治基本条例などに基づく区民参加、区民意見の反映、区民合意を前提としつつ、行政がリーダーシップを取りながら協働まちづくりをすすめます。

## 2. 身近な地区を単位とするまちづくりの推進

### 2-1. まちづくり推進の単位＝「身近な地区」

都市計画マスタープランに基づいて、都市計画事業や地区計画の決定、地域地区の変更、まちのルールづくりをすすめる上では、関係する区民の間での合意形成が前提となります。

合意形成を円滑に促進し、広く区内各所でまちづくりの実践を図るため、より小さな身近な地区を単位として、区民（地区住民など）主体のまちづくりをすすめます。

### 2-2. 地区まちづくりの支援

身近な地区を単位とするまちづくりを活発に展開するため、区は、地区住民等によるまちづくりの発意、まちづくりについての学習、プランづくり、コンセンサスづくりなどの地区における自主的なまちづくり活動に対して積極的に支援を行います。

それらの地区まちづくりに対する情報提供、専門家派遣、技術的支援など、都市計画マスタープランに基づくまちづくりの実効性を担保するためのしくみづくりをすすめます。

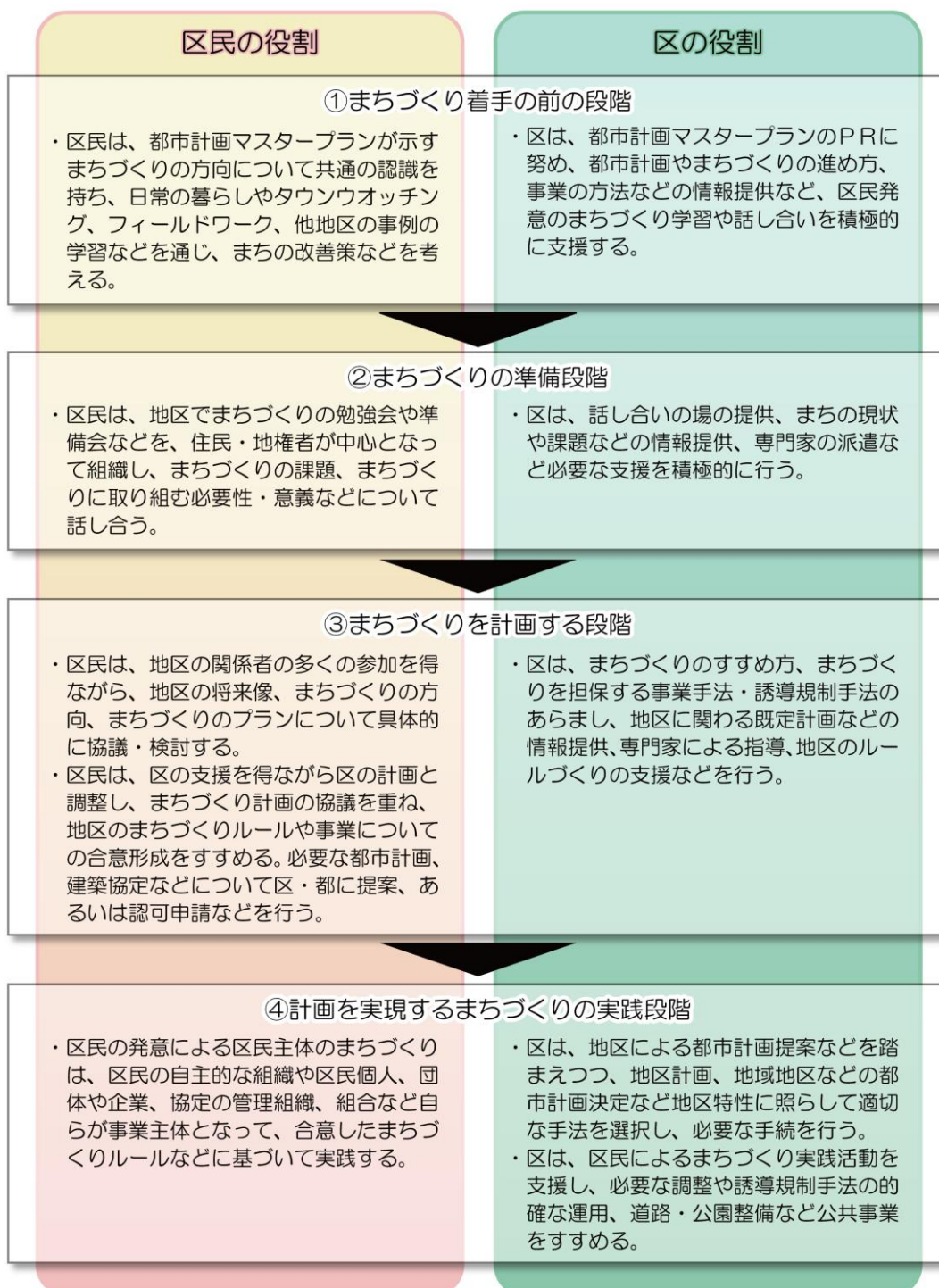


### 3. 協働のまちづくりのすすめ方

中野区の協働のまちづくりは、都市計画マスタープランを基本に、まちづくりの主体となる区民が区と協働して、あるいは、区民と区がそれぞれの役割を果たしつつ、知恵を出し合いながら互いにパートナーとして取り組むまちづくりです。

その進め方を例示すると次のようになります。

#### 中野区の協働のまちづくりの進め方



## 4. 区の取り組みの強化

### 4-1. 都市づくり情報の公開

中野区都市計画マスタープランに基づいて都市整備を着実にすすめる必要があります。そのため、区民の皆さんに、都市計画マスタープランの内容についてよく理解し活用してもらえるように、区は周知に努めます。

また、まちづくりに対する区民の理解と関心を高め、区民発意のまちづくり活動を活発にすすめるため、区は、まちの整備課題、まちづくりの必要性と意義、まちづくりの手法など、まちづくりに関する情報を積極的に区民に対して公開、提供し、区民と情報の共有を図ります。

### 4-2. 都市づくり推進のしくみづくり

区は、中野のまちにふさわしい事業手法などの開発、普及啓発・情報提供、活用、まちづくり支援策の充実を図るとともに、区民主体による、身近な地区を単位とした地区計画などのまちづくりを推進するための枠組みと手続きなどを定める（仮称）まちづくり条例の制定や、良好な都市景観の整備・誘導などのための景観まちづくりの枠組みと手続きの条例化など、都市計画マスタープランに基づく中野の将来のまちづくりを着実に推進・実効化するためのしくみづくりをすすめます。

### 4-3. 組織運営の強化

区民の暮らしやまちの変化に的確に対応し、様々な視点を総合化したまちづくりをすすめるために、まちづくりを担う効率的な組織の整備はもちろん、福祉・教育・産業振興など、関連する分野間の調整や連携を一層強化するとともに、必要に応じて機動的・臨時的な組織をつくって対応するなど、柔軟な組織運営を図ります。

都市計画マスタープランはそれに基づいて都市整備が実践されて初めてその価値が発揮されるものですから、都市計画マスタープランに基づく都市整備が推進できるような体制構築、施策遂行をすすめるとともに、その進捗状況の検証などP D C Aサイクルの実践に努めます。

また、協働のまちづくりを推進するためには、区民の生活感覚に根差してともに考える、まちづくりの知識を持った職員が不可欠であり、その育成・強化を図ります。

さらに、専門的な知見を積極的に取り入れるため、外部の専門機関や民間のノウハウの活用を図ります。

## 4-4. 財源の確保

まちづくりには、長期間を要し継続性が必要であり、また多額の財源が必要となることが多いため、区は、中野のまちの特性を活かし、地域に根差したまちづくりを主体的にすすめられるよう、あるいは、区として責任を持って都市整備事業などが行えるよう、安定的な財源の確保など、まちづくりを推進するための財政運営に努めます。

また、都市づくりに必要な財源を確保するため、国・東京都の事業制度や補助金の積極的な活用を図ります。

## 4-5. 選択と集中による戦略的な施策展開

中野区都市計画マスタープランはおおむね20年先を見据えた都市づくりの基本的方針を描いていますが、施策の展開にあたっては優先度・緊急度に応じて選択と集中を行い戦略的に実施していく必要があります。

そのため、中野区都市計画マスタープランと整合した、基本となる行政計画に基づいて都市づくりをすすめます。

## 4-6. 東京都・国などとの連携

東京都が所管する、広域的な幹線道路、神田川などの一級河川、下水道・中野水再生センターなどの都市基盤施設は、都市の骨格を形成するなど、中野のまちづくりの重要な部分を占め、果たす役割も大きいものがあります。

また、国の機関、都市再生機構や東京都住宅供給公社、鉄道事業者などによる施設の整備や開発も、中野のまちづくりに密接に関連し、様々な役割を担っています。

今後、区は、広域的、総合的な視点のもと、めざすべきまちづくりの方向と適合するようそれらの計画・事業と積極的に調整・連携を図り、関連機関と適切に役割を分担して、中野のまちづくりが着実に進展するよう努めます。

また、隣接各区の都市づくりと連携を図ることも大切であるため、都市計画決定や事業化などにあたっては十分意見を交換するとともに、調整を図ります。